

奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針(案)に対する意見募集(パブリックコメント) 意見の概要及び県の考え方

募集期間：平成21年9月10日から平成21年10月9日まで

整理番号	意見の概要		県の意見
1	第1の1 希少野生動植物の保護の必要性	希少であるかどうかは別として、野生動植物を絶滅させてはいけないことは万人の認めるところであり、希少野生動植物の保護の必要性は絶滅すれば二度と復元できない「多様な遺伝子」を残すためである。 誤解を恐れずに言えば、一桁しか生存していない絶滅寸前種が「生態系のバランスを崩し、私たち人間の生存基盤の喪失を招くこと」にいかほどの影響力を持つかと言えばはなはだ疑問である。 希少野生動植物の絶滅が「生態系のバランスを崩し、私たち人間の生存基盤の喪失を招くことになる。」との観点を強調してその保護の必要性をうたうのはいかがなものか。	一部の関心の高い方々を除き、「野生動植物の絶滅は自然の摂理ではないか」など、野生動植物の保護の必要性は必ずしも万人の認めるところとは言えない状況にあると思われます。 そこで、ここでは、その保護の必要性を、より多くの県民の方々に理解していただきやすいよう、国の「希少野生動植物種保存基本方針」などで述べられている、一般に整理され認められているもの、すなわち、「野生動植物の絶滅はその多様性を低下させ、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、人類が享受することができる様々な恩恵を永久に消失させる。」との趣旨を踏まえて述べているところです。このようなことから、ここでは案文のままとさせていただきます。
2	第1の2 2(1)の対応	「②捕獲・採取の規制」について、「④外来種の防除」とも関連するが、「持ち込みの規制」も必要と考える。公園整備と称して園芸樹種の導入が行われるような機会が多いかと思うが、このような場合の持ち込みについても、問題があれば制限できるような表現が望ましいと考える。	ここでは希少野生動植物の保護の基本的な考え方として、奈良県版レッドデータブックにより分析、判明した「希少になった要因」のうち主なもの4つを選び、それぞれへの対応について述べております。したがって、ここでは案文のままとさせていただきます。 ただ、ご意見のとおり、希少野生動植物の生息地に外来種や園芸種を放逐することによる影響は大きいことから、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例(平成21年3月奈良県条例第50号)では一定の行為規制を設けているところです。 具体的には、本基本方針案の第4の2の(2)のオでもその考え方を述べているとおり、特定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域である「生息地等保全地区管理地区」において、「特定希少野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと」は、許可を受けなければしてはならないよう規制しているところです。 なお、ご意見のとおり、公共事業等により希少野生動植物の生息地に外来種や園芸種が導入される懸念もあることから、庁内連絡組織等を通じて関係各課へその支障等について周知を図って参りたいと考えます。
3	第1の2 2(1)の対応	「④外来種の防除」について、外来種の定義が曖昧であり、改善が必要かと思う。 外来種と表現した場合、生物多様性の保全に関心のある方は、国外からの移入種問題のみならず、国内移入種の問題についても意識できると思うが、一般には国内移入種の問題については十分に伝わらないことが懸念される。 例えば、「外来種(国内移入種を含む)」などの表現を追加し、外来種の定義について、国内移入種を含むとの趣旨を明確にすることが望まれる。生物多様性の保全についての観点からも、一般市民に対する啓発の意味からも必要であろう。	この基本方針案は、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき策定するものであり、用語の定義についても条例の例によることです。 本条例では、第8条第2項において、外来種とは「県外から県内に導入されることにより、その本来の生息地等の外に生息等をする事となる野生動植物の種をいう。」としており、国内外来種を含めることを明確に定義しているところです。 ただ、ご意見のとおり、このことについて県民の方々に広く普及啓発することは重要であることから、本案文に脚注として、その旨を追記させていただくことにします。

意見提出者：2名
意見件数：3件